

知事許可漁業の許認可方針改正（素案）の概要

1. 概要

大阪府では、漁業法に基づき知事が漁業の許可を行うときの審査基準として、漁業種類ごとに許認可方針を定めています。

このたび、刺網漁業の許認可方針について、操業時間の変更を行います。

本改正については、大阪府漁業協同組合連合会の刺網漁業管理部会長より、刺網の操業時間の変更について要望書の提出があり、その内容について審査したところ、支障ないものと認められることから、許認可方針の改正を行うものです。

2. 改正内容

■刺網漁業の許認可方針

【改正後】

第7 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。（法第58条において読み替えて準用する法第44条第1項及び規則第13条第1項）

（1）略

（2）第一種共同漁業権の設定区域を除く区域における操業時間は、4月1日から11月30日までの間は午後3時から翌日午前8時まで、12月1日から3月31日までの間は午後3時から翌日午前9時までとする。ただし、関係漁業協同組合による操業時間に関する申し合わせ事項で、知事が海区漁業調整委員会の意見を聴いて適当と認めたものについては、当該申し合わせの操業時間によることができる。

（3）～（6）略

附則

1 この方針は、令和7年 月 日から施行する。

2 この方針施行の際、改正前の方針により交付されている許可証で現に効力を有するものについては、その操業時間は「午後3時から翌日午前8時まで」とあるのは、「4月1日から11月30日までの間は午後3時から翌日午前8時まで、12月1日から3月31日までの間は午後3時から翌日午前9時まで」と読み替える。

【現行】

第7 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。（法第58条において読み替えて準用する法第44条第1項及び規則第13条第1項）

（1）略

(2) 第一種共同漁業権の設定区域を除く区域における操業時間は、午後3時から翌日午前8時までとする。ただし、関係漁業協同組合による操業時間に関する申し合わせ事項で、知事が海区漁業調整委員会の意見を聴いて適当と認めたものについては、当該申し合わせの操業時間によることができる。

(3) ～ (6) 略

附則（新設）

3. スケジュール

令和7年 8月 ：府民意見等の募集（パブリックコメント）

令和7年 10月：公聴会の開催

大阪海区漁業調整委員会での審議

令和7年 11月：知事許可漁業の許認可方針改正